

第7回

# 阿南町消防団 検討委員会

令和4年12月5日（月）

# 目次

1 消防嘱託員制度の改正方針案について P 3 ~P21

2 消防嘱託員の活動形態及び処遇について P22~P26

3 今後のスケジュールについて P27~P29

# 1 消防嘱託員制度の改正方針案について



# アンケートを踏まえた嘱託員制度に係る方針案について

方針案  
1

嘱託員制度の要件を緩和する

方針案  
2

嘱託員の定数枠を拡大する

方針案  
3

嘱託員の業務を選択型とする(選択型嘱託員制度の導入)

方針案  
4

嘱託員の連携と体制を強化する

方針案  
5

基本的に男女の差をなくす

## 対象者

## 現行の要件

- (1) 消防退団者
- (2) 阿南町に居住し原則として常時町内（地区内）に勤務している者
- (3) 男性は、年齢は39歳以上55歳以下の者。女性は、18歳以上55歳以下の者

## 対応案① 消防退団者要件を緩和する

(1) 消防退団者 ➡ (1) 消防退団者。 又は消防・防災活動に従事できる者

- ・嘱託員はOBであるという固定観念にとらわれず、協力いただける方を消防経験を問わず入団できることとする。
- ・消防経験に関しては訓練・講習会への参加により補える。
- ・退団者アンケートにおいて、『協力したい・してもよい活動』として「火災防ぎょ活動」と「災害時後方支援」でほぼ同水準であり、火災のみならず、災害時に貢献したいという方は多いと思われる。基本的に優先は経験者ではあるが、士気の高い消防未経験者の方も協力いただけるよう要件を緩和する。

## 対応案② 勤務地要件を見直す

(2) 阿南町に居住し原則として常時町内（地区内）に勤務している者



(2) 阿南町に居住している者。又は町内（地区内）に勤務している者

- ・たとえ勤務地が町外であっても、協力いただける方は入団できることとする。
- ・町外に住んでいる町内勤務者においても、勤務先の上承があれば入団できることとする。
- ・退団者アンケートにおいて、嘱託団員として『協力できる・してもよい』と回答し、現在、嘱託員に所属していない56名のうち、町外勤務者は19名にのぼる。昼夜問わず発生する災害に備えて、士気の高い方にも協力いただけるよう勤務地要件を見直す。

（町内勤務者については）企業の上承も得たりしないといけないので、慎重に進めたい。急がなくてももっと先に入っていたただける方もいらっしゃるなので、基本的に、原則としては、阿南町内にお住まいで町外に勤務されてる方を含めるということで進めていきたいと思う。

木村  
委員長  
より

## 対応案③ 年齢要件を引き上げる

(3) 男性は、年齢は39歳以上55歳以下の者。女性は、18歳以上55歳以下の者



(3) 男性は、年齢は39歳以上65歳以下の者。女性は、18歳以上65歳以下の者

- ・定年が引き上げられる時代背景にも合わせて、年齢要件を引き上げ、協力いただける方は入団できることとする。
- ・退団者アンケートにおいて、嘱託団員として『協力できる・してもよい』と回答し、現在、嘱託員に所属していない56名のうち、56歳以上の方は27名にのぼる。士気が高く、活動に従事できる方にも協力いただけるよう年齢要件を引き上げる。

## 対応案④ 他団との重複所属を避ける

(4) 他の消防団に所属していない者

- ・町外に住んでいる町内勤務者が、重複所属となり、活動に支障が及ぶことを避けるため、対象要件に明記する。

(町外に住んでいる町内勤務の方を対象にすると) 例えば、下條に住んでいる方が、下條の嘱託にも阿南町の嘱託にも入れるようになるのだろうか？トラブルもあるかもしれない。

栗塚委員  
より

## 対応案 定数枠を50名から拡大する

- ・若い現役世代の入団者が減少していく中で、地域の消防・防災力の低下を避けるために嘱託員の定数枠を拡大する。
- ・嘱託員の定数枠拡大を進めるとともに、現在の団員数の現状維持を目標として若い現役世代の入団者の勧誘や入団、在籍しやすい環境づくりを推進していく。
- ・退団者アンケートにおいて、嘱託員として『協力できる・してもよい』方が67名、『現在嘱託団員(職場消防団)へ所属している』方が17名と、合わせて協力対象となりうる方が83名いるため、定数枠の50名を拡大し、多くの嘱託員の方に協力いただけるのではないかと。
- ・定数枠の具体的な人数については、意向調査(P14)の結果により検討する。

例えば80人だとして、万が一、80人以上募集があってしまった場合、上限を80人ギリギリで切ってしまうともったいないのでは。表向きは増やしておいて、あと、実際はそのうちの8割いれば御の字よ、というような考え方のほうがいいような気がする。

恩澤委員  
より

宮島委員  
より

アンケートは協力します、いざ入ってください、というと何人も入らない。現実はそのようである。団員がいらないからと見直しをしているのに、定数を増やして、この委員会に出てない人が見たら、この委員会は何考えているんだって思わないだろうか。人口がどんどん減っていくのに、定数を増やしましょうという、そんなうまい話はないのではないだろうか



# 【参考】 条例定数について（国の指針より）

## ○ 国の指針「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第一号）

当初（平成12年）

（消防団の業務及び人員の総数）

第三十八条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務

六 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務

七 消防団の庶務の処理等の業務

八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

2 消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数とする。

- 一 消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに、第二十九条第一項及び第二項に規定する消防隊の隊員の数
- 二 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を〇・〇六平方キロメートルで除して得た数に一・一を乗じ、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を加えた数

3 前項の場合において、同項第二号に規定する〇・〇六平方キロメートルについては、人口密度、地域における諸事情等を勘案して増減させることができる。

現在（最終改正平成31年）

（消防団の業務及び人員の総数）

第三十六条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

### 平成26年改正

平成23年…東日本大震災発生

平成25年…『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』が施行

⇒多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするための消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、消防団の人員についても方針の改正を行う。

# 【参考】 条例定数について（近隣町村との比較）

## ○ 飯田下伊那各消防団の条例定数・団員数に対する数値データ

令和4年4月1日時点

	条例定数 (人)	団員数 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (戸)	定数 充足率	条例定数 面積当り (人/km <sup>2</sup> )	団員数 面積当り (人/km <sup>2</sup> )	条例定数 人口比率	団員数 人口比率	条例定数 世帯当り (人/戸)	団員数 世帯当り (人/戸)
飯田市	1,205	990	658.66	97,750	40,076	82%	1.83	1.50	1.23%	1.01%	0.03	0.02
松川町	296	251	72.79	12,325	4,458	85%	4.07	3.45	2.40%	2.04%	0.07	0.06
高森町	200	114	45.36	12,869	4,547	57%	4.41	2.51	1.55%	0.89%	0.04	0.03
<b>阿南町</b>	<b>190</b>	<b>134</b>	<b>123.07</b>	<b>4,278</b>	<b>1,985</b>	<b>71%</b>	<b>1.54</b>	<b>1.09</b>	<b>4.44%</b>	<b>3.13%</b>	<b>0.10</b>	<b>0.07</b>
阿智村	420	345	214.43	6,109	2,436	82%	1.96	1.61	6.88%	5.65%	0.17	0.14
平谷村	40	34	77.37	386	198	85%	0.52	0.44	10.36%	8.81%	0.20	0.17
根羽村	60	52	89.97	883	419	87%	0.67	0.58	6.80%	5.89%	0.14	0.12
下條村	140	140	38.12	3,600	1,255	100%	3.67	3.67	3.89%	3.89%	0.11	0.11
売木村	50	32	43.43	494	254	64%	1.15	0.74	10.12%	6.48%	0.20	0.13
天龍村	75	41	109.44	1,152	650	55%	0.69	0.37	6.51%	3.56%	0.12	0.06
泰阜村	90	84	64.59	1,536	667	93%	1.39	1.30	5.86%	5.47%	0.13	0.13
喬木村	180	158	66.61	6,064	2,133	88%	2.70	2.37	2.97%	2.61%	0.08	0.07
豊丘村	180	93	76.79	6,655	2,229	52%	2.34	1.21	2.70%	1.40%	0.08	0.04
大鹿村	40	40	248.28	937	475	100%	0.16	0.16	4.27%	4.27%	0.08	0.08
合計	3,166	2,508	1,928.91	155,038	61,782	79%	1.64	1.30	2.04%	1.62%	0.05	0.04

阿南町より高い数値は太字としている。人口に対しての条例定数の割合は14市町村のうち上から7番目であり、人口3,000人以上の市町村では阿智村に次いで2番目である。飯田市や北部と比べたら高いが、西南部では標準か低い水準である。

人口に対しての条例定数の割合に限って言えば、現時点では、近隣市町村と比較すると妥当なところと思われる。

## 対応案① 業務をより分担化し対応できる業務を選択できる制度とする

- ・ 嘱託員のお願いの際に、業務の選択リストを配布し、対応可能な業務を登録してもらうことで、分担化を図ることとする。
- ・ 火災防ぎょ活動のみならず、災害時後方支援や予防活動など団員の手が行き届かない部分だけでも協力できる方をお願いすることで地域の消防・防災力の低下を避ける。  
(※消防団としてお願いしたいことを具体的に示していく)
- ・ 退団者アンケートにおいて、嘱託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』の傾向として、『火災防ぎょ活動』のみならず、『災害時後方支援』や『風水害への対応』『地震への対応』、また『予防査察』への協力も全体として比較的多いことから、火災に限らず、現役団員の活動の補完を広い分野で協力できる方をお願いできる制度とする。

みんなそれぞれ物差しが違うだろうから、求めている範囲とやってくれる範囲の差がかなりあると思う。

恩澤委員  
より

木村委員長  
より

求めるものがこちらとアンケートいただいた方が違ったりしないように、あまりそこまで求めすぎないように、こちらが今までやってきたことぐらいにしていきたいなと思うが。

## 対応案② ラッパ吹奏業務を追加する

- ・ 団員減少の中で、現役団員の消防団活動としてのラッパ分団は令和4年度をもって解散とするが、消防団の伝統とPRの一環としてラッパ吹奏は必要であるという方針のもと、囑託員の業務に式典やPR活動でのラッパ吹奏の業務を追加する。ただし、大会への参加はしないものとする。
- ・ 現役団員においても、クラブ活動として、活動を希望する団員がいる場合、その活動を妨げない。
- ・ 従来、ラッパ団員が担っていた誘導業務については、基本団員が対応できるよう講習を行うものとし、地域住民の協力やナビゲーションのシステムの改善も図る。また、阿南警察署には講習会も含めて協力を仰ぐ。
- ・ 退団者アンケートにおいて、囑託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』において、『ラッパ吹奏』を選択した方もいることもあり、選択肢のひとつとして、『ラッパ吹奏』業務を追加し、消防団の広報活動の一環として協力いただく。

実際現場に行って機関団員が誘導できないと思う。今までの経験上、やっているのを見たことがない。というかそこまで手が回らない。(囑託員の活動に)誘導班も作ってもらったほうがいい。

恩澤委員  
より

松澤委員  
より

一番は要するに火災を限定して言えば、今の広報無線が具体的な場所を言わないから。それを、もう個人情報だなんて言ってないように、もっと行政が消防署に具体的に言ってもらって、そうすれば地元の間人はすぐわかる。

# 対応案③ 嘱託班の編成と専用車両の所有もできる

- ・ 嘱託班の編成と専用車両の所有を各分団の実情に応じてできることとする。
- ・ 退団者アンケートにおいて、嘱託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』について、『基本団員と同様に嘱託員専用の積載車両・消防ポンプを所有した活動』を選択した方がどの分団においても該当があることから、希望があれば、各分団において余剰となっている消防車両を嘱託員専用車両として管理できる体制もとることができることとする。その一方で、『基本団員と一緒に積載車両・消防ポンプの維持管理』を選択した方もいるので、分団の実情に応じて選択肢のひとつとしてできることとする。

実際に車両を持つのは負担だ、となる方も出てくるかもしれない。これを所有したら、それはやってくださいよ、という、マニュアルというか、月に1回は点検してくださいというのは明記はさせていただくようにしたいと思う。  
車を廃車するぐらいならやってくれる人を作った方がいいっていうのはあると思う。こちら細かいチェックができるように作らせていただく。

木村委員長  
より

恩澤委員  
より

正団員もその方が動きやすくなると思う。

# 対応案④ 協力対象者に意向調査を実施する

- 退団者向けアンケートにおいて、嘱託員として『協力できる・してもよい』と回答いただいた方と現役の嘱託員の方に限定して意向調査を実施し、活動範囲や定数枠の最終的な判断材料とする。
- 訓練を伴う活動と訓練を伴わない活動を明確にして、意識の違いの傾向を調べることで、それぞれに合った嘱託員制度を検討していく。

## アンケート方法

- 回答期間 令和4年12月15日(木)～令和5年1月4日(水)
- 回答方法 回答用紙へ記入したのち郵送等による提出
- 対象者  
アンケートで『協力できる・してもよい』と回答された方のうち  
嘱託員未所属の方…56名 現役嘱託員の方…43名 合計99名
- 回収後の対応  
『協力できる・してもよい』という方に要綱改正後(3月予定)に加入  
申込み手続きを進める。

宮島委員  
より

選択というのは大事だと思う。この選択をすると訓練が伴いますよとか、この選択は訓練しなくて当日だけでもいいですよ。そういう区分けで作って嘱託員の募集をすれば、その人に合った嘱託員になれる可能性が出てくる。嘱託員をひとつなぎでっていうと無理ではないか。

## 消防団嘱託員意向調査のお願い

(調査実施) 阿南町消防団/消防団検討委員会 (回答バツ) 令和4年 月 末日

現役の嘱託員の皆さまと、9月に実施した『消防団嘱託員制度へのアンケートのお願い』で『(嘱託員へ)協力できる・してもよい』とご回答いただいた皆様に追加の意向調査のご協力をお願いします。

■お名前 \_\_\_\_\_

■来年度、制度を改正(※詳細は裏面)した場合、嘱託員としてご協力いただけますか?  
(当てはまる番号に○をおつけください)  
①協力できる・してもよい ②協力は難しい

■来年度、嘱託員として協力できる活動にチェックをお願いします。  
(あてはまる活動項目の□にシ点を○おつけください。※複数回答可)

種別	訓練を伴う活動	訓練を伴わない活動
火災防ぎよ活動	<input type="checkbox"/> 消防ポンプを用いた消火活動	<input type="checkbox"/> 火災警戒
車両維持管理活動		<input type="checkbox"/> 嘱託員独自で月1回程度の車両、機械点検等の維持管理 <input type="checkbox"/> 基本団員と一緒に月1回程度の車両、機械点検等の維持管理
災害時後方支援	<input type="checkbox"/> 救護活動 <input type="checkbox"/> 交通誘導(高度な)	<input type="checkbox"/> 補食運搬 <input type="checkbox"/> 資機材の運搬 <input type="checkbox"/> 交通誘導(簡易な)
風水害への対応	<input type="checkbox"/> 土のう作り <input type="checkbox"/> シート張り <input type="checkbox"/> チェーンソーの取扱い <input type="checkbox"/> 避難所での支援	<input type="checkbox"/> 巡回による避難の呼びかけ
地震への対応	<input type="checkbox"/> 救助活動 <input type="checkbox"/> 避難所での支援	<input type="checkbox"/> 状況調査 <input type="checkbox"/> 巡回による避難の呼びかけ
バイク隊 ※資格要		<input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 状況調査 <input type="checkbox"/> 物資運搬
ドローン隊 ※資格要		<input type="checkbox"/> 状況調査
予防広報		<input type="checkbox"/> SNS (Instagram, Twitter, YouTube等) <input type="checkbox"/> チラシ制作 <input type="checkbox"/> 訓練、式典、災害時、イベントでの写真・動画撮影
防災講習・啓発	<input type="checkbox"/> 指導者向け講習	<input type="checkbox"/> 住民向け <input type="checkbox"/> 保育園向け <input type="checkbox"/> 小中学校防災教育 <input type="checkbox"/> 企業向け
救護指導	<input type="checkbox"/> 指導者向け講習	<input type="checkbox"/> 心臓蘇生 <input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 止血 <input type="checkbox"/> その他( )
ラッパ吹奏	<input type="checkbox"/> 辞令交付式 <input type="checkbox"/> 出初式 <input type="checkbox"/> 各種イベント(※本番前の練習あり)	<input type="checkbox"/> 辞令交付式 <input type="checkbox"/> 出初式 <input type="checkbox"/> 各種イベント(※本番前の練習なし)
予防査察	<input type="checkbox"/> 水利点検 <input type="checkbox"/> 水利付近の環境整備 <input type="checkbox"/> 住宅訪問	

『訓練を伴う活動』に□がある場合は以下の『訓練への参加』にもチェックをお願いします。  
訓練への参加 すべての訓練 分団主催訓練のみ 本団主催訓練のみ

## 対応案① 嘱託員の訓練や講習会への積極的な参加推奨

- ・団員を対象とした訓練や講習会に嘱託員も積極的に参加できるよう案内する。
- ・退団者アンケートにおいて、嘱託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』において、『訓練への参加』を選択した方がいることから、希望があれば、積極的に参加できる体制づくりを進める。また意見においても、『ポンプの取扱い、点検方法などには自信があるので機関講習会等にも参加したい。』という方もいるため、講師としての参加も検討できる。

宮島委員  
より

訓練があっても、手伝いたいなって人はいいけど、そうでない人は、お手伝いできるくらいならいいという人も多いのではないのか？まずそういうようにすれば嘱託員が増える可能性はあるかと思う。私は歳が対象外だが、もし私が対象だったら予防査察くらいなら一緒にまわってもいいかなと思ったとしても、訓練と一緒にやるでは、とても入れないと思う。

やはりそこはしっかりと訓練をしていただいて、有事に備えて安全に活動していただけるよう、うまくチェックできるように、わかりやすく作りたいと思う。

木村委員長  
より

恩澤委員  
より

消防団活動に対して訓練のない活動は無いと思う。

## 対応案② 嘱託員との連携体制の強化（積極的な意思疎通）

- ・各分団単位において、嘱託員へのグループLINE加入など連絡体制を作る。
- ・分団を超えて現役団員と交流できるイベント等も検討する。（退団者アンケートにおいて、意見として『現役団員・嘱託団員が交流できるイベント等も必要だと思う（分団問わず）』あり

## 対応案③ 発災時の出動基準のベースを作成する

- ・消防団としての活動のベースとなる風水害等も含めた有事に対応したマニュアルを作成し整理する（本団役員会にて検討中）

## 対応案④ 嘱託員の加入促進を行う

- ・嘱託員の活動については、常日頃からの分団との意思疎通が大事であることは前提として、新たな嘱託員の加入促進には、事務局（行政側）からの支援も必要である観点から、加入促進のために、事務局も募集も含めて窓口として加入推進をしていく。



## 対応案① 女性も基本団員として入団できる

- ・ 38歳以下であれば基本団員、39歳以上であれば一般の嘱託団員など男女分け隔てなく入団できるよう配慮する。

## 対応案② 暫定的に女性嘱託班を創設

- ・ 各分団において女性が占める割合はまだまだ少なく、女性の集まりのほうが所属しやすいという方のために、暫定的に女性嘱託班を創設し、38歳以下の方は基本団員か女性嘱託班、39歳以上であれば一般の嘱託員か女性嘱託班か、どちらかを選択することができる。（将来的に女性の占める割合が全体の半数近くになりつつある時が女性嘱託班を解散する判断の目安となる）
- ・ 女性嘱託班は災害時の指揮系統も含めて本団付きとするが、各分団の火災等の災害対応訓練の活動にも申し入れの上、参加できることとする。

## 対応案 現役世代の意識調査アンケートを実施する

- 38歳以下で、現役団員ほどの業務ができないために退団してしまう団員や入団に迷いがある方の実態調査をするために現役世代の意識調査アンケートを実施し、今後の制度運営の判断材料とする。

### アンケート方法

- 回答期間 令和4年10月1日(土)~31日(月)
- 回答方法 回答用紙へ記入したのち郵送等による提出
- 対象者数 **460名** 男性…212名 女性…248名  
(※37歳までの現役団員を除いた対象者)

あ…言うことなし

い・え…簡単には変わらないので、保留。

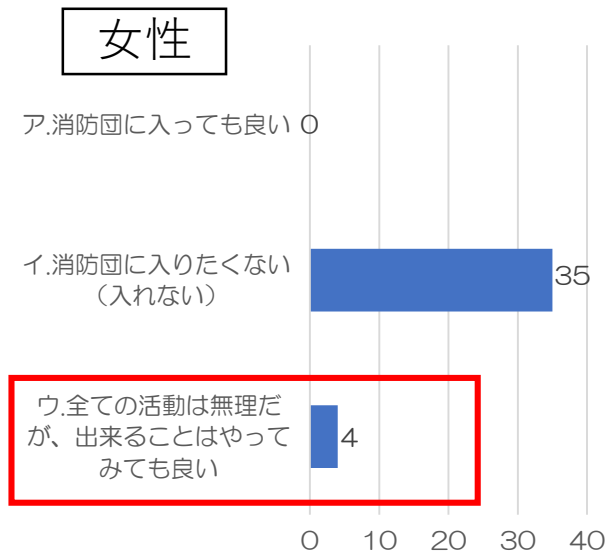
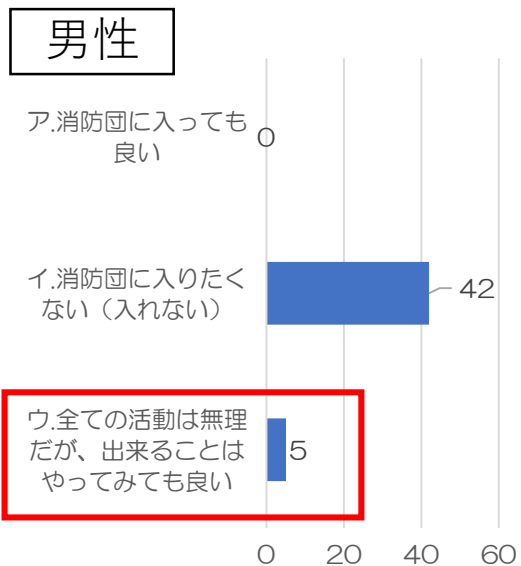
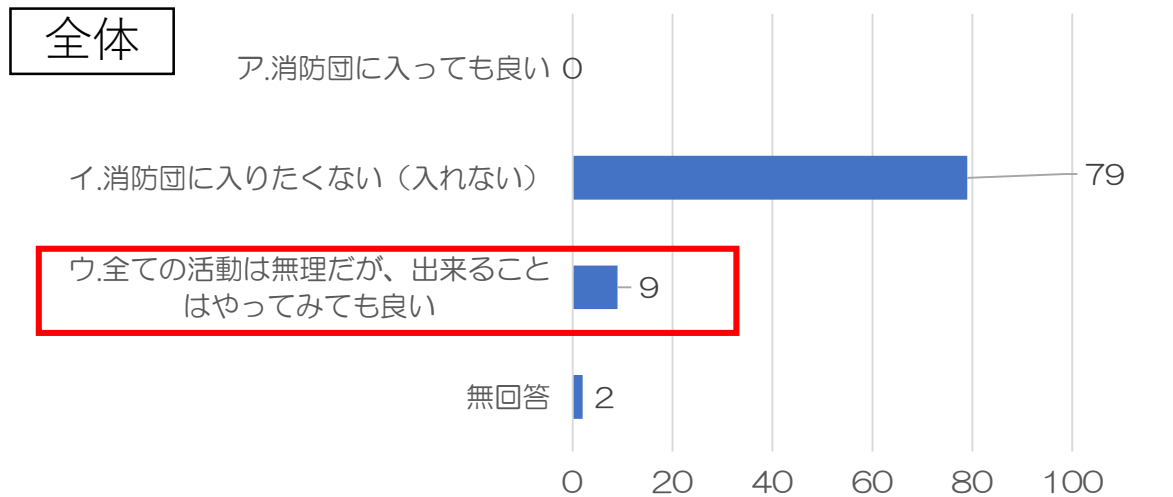
う…ここを「あ」にすることを目標にし、「入りたくない」理由を調べる。

小掠委員より	火災や災害時に地域貢献したい	あまり関心はない
消防団に入っても良い	あ	い
消防団に入りたくない(入れない)	目標 う	え

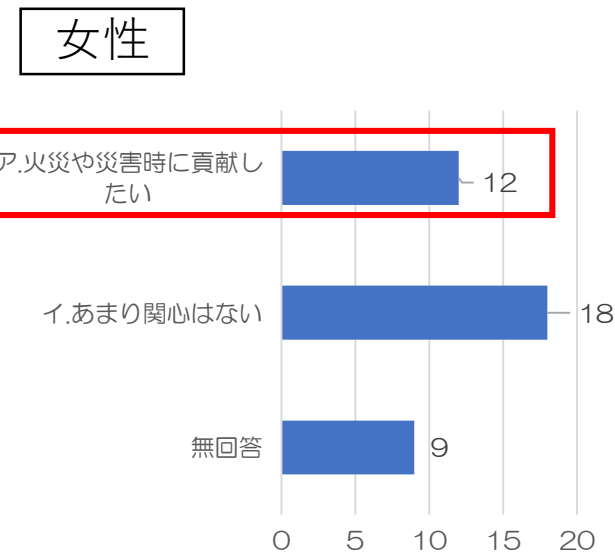
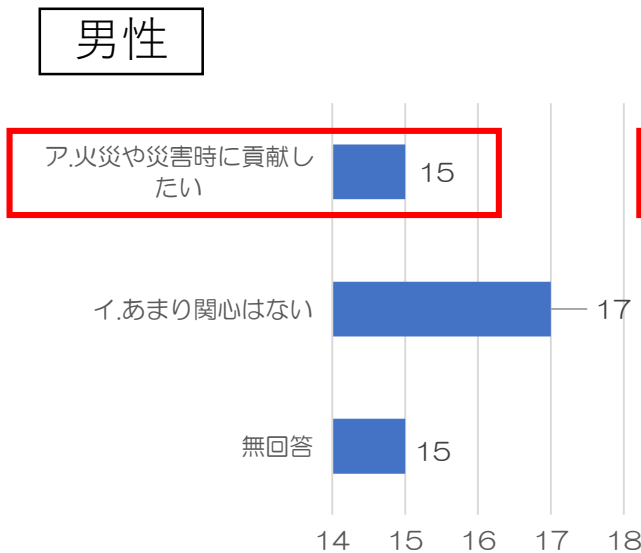
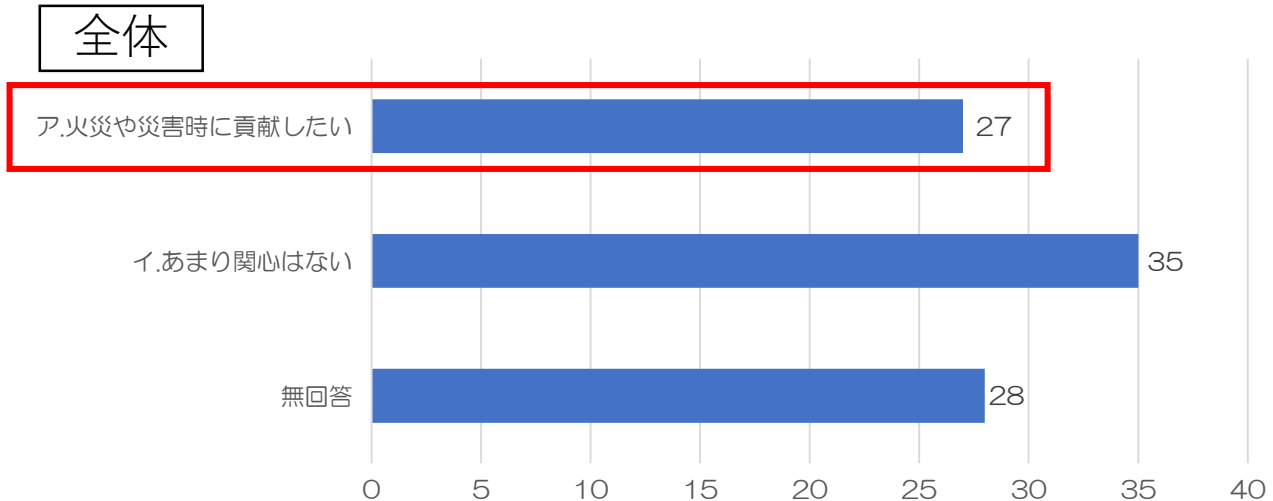
入りたくない(入れない)理由は?

# 現役世代アンケートの結果より抜粋（※詳細は別紙）

## 【問4】あなたなら消防団に加入したいですか？



## 【問6】あなたの災害意識について



# 現役世代アンケートの結果より抜粋（※詳細は別紙）

## 【問4-イ】 入りたくない（入れない）理由

仕事や家庭の事情のため…28名

- ・仕事が忙しい。
- ・休日などにも仕事のお客様対応等があるため
- ・医療職のため、災害発生等の場合は自分の職場から呼び出しがかかってしまう
- ・転勤もあるので、継続して活動できない。
- ・仕事が不規則。子どもがいるため子どもを家において出かけられない
- ・育児や今後の妊娠・出産などを考えると難しい。
- ・家族の時間が無くなりそう。子育て中（特に小さい子がいる場合は夫に家に居てもらいたい
- ・ひとつの家庭から2人団員を出すのは負担が大きい。 などなど

町外に住んでいる  
（引っ越す予定など）のため…9名

大変そう・面倒くさそう…7名

- ・面倒くさそう。
- ・人付き合いが大変そう。
- ・上下関係が強く、古い集まりだと聞いている。 などなど

男性的なイメージ？  
（体力面の不安など）…5名

- ・女性だから
- ・消防の役割を自分にはできないと思うので
- ・体力がないから などなど

大会のための練習をしている  
イメージ…2名

- ・大会などの練習をやめるべき。火災や災害時の対応の訓練を行うべき。
- ・大会の練習が多いイメージがあるため

自分の時間を優先したいため…2名

- ・自身の生活を優先させたい
- ・休日に呼ばれる印象があり、自分の時間が減るのが嫌だからです

学業があるため…2名

その他…6名

考えられる対応

業務の  
選択化

勤務先の  
活動への  
理解

環境や意識  
の改め

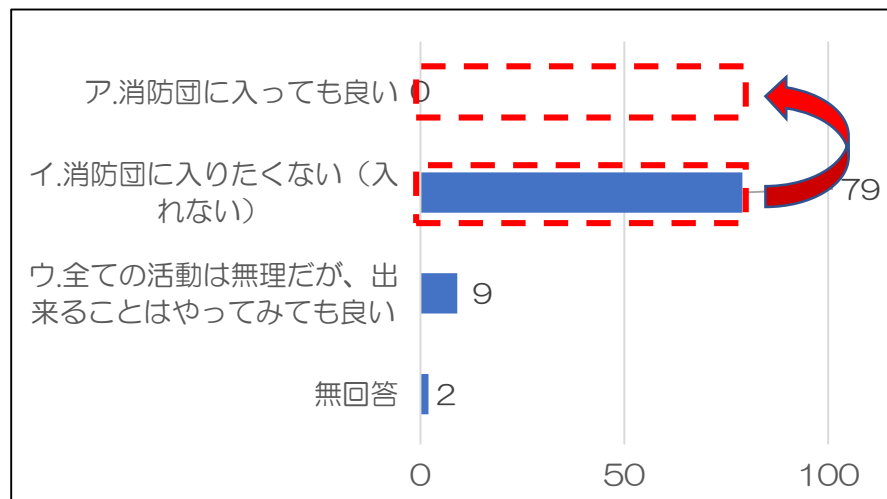
女性嘱託班  
の活躍

大会在り方  
見直し

業務の  
選択化

# 現役世代アンケートの結果から課題への対応を検討する

## 現役世代がもっと関わりたいと思える消防団を目指すためには？



【消防団に入っても良い】を増やす → **誰もが入りたくなる消防団**

### 業務の選択化

- 考えられる課題
- ・
- ・
- ・
- ・

導入の可否は？

### 女性囑託班の活躍

消防団としてできること

行政にお願いしたいこと

### 環境や意識の改め

消防団としてできること

行政にお願いしたいこと

### 大会在り方見直し

消防団としてできること

行政にお願いしたいこと

### 勤務先の活動への理解

消防団としてできること

行政にお願いしたいこと

## 2 消防嘱託員の活動形態及び処遇について



# 消防嘱託員の活動形態について(案)

	女性嘱託班	嘱託員		
		火災・災害活動		火災・災害活動以外
		嘱託班 (専用車両)	同行班 (正団員と同行)	
階級		団員 (階級異動はできない。)		
所属	団本部	原則として、居住または勤務する地区の分団に所属		
指揮命令系統 (発災時)	団本部直下	各分団直下 ※状況に応じて特定作業などを団本部から分団を通じて依頼する場合もある。	—	
出動基準	町全域	出身分団で発生した場合	—	
指揮命令系統 (平常時)	団本部直下 ※各分団の活動にも申し入れの上、参加できる。	—	各分団直下 ※本団の活動にも参加できる。	

## 制度改正に係る課題等について

- ・ 【嘱託班】 と 【同行班】 という棲み分けでよいか？（名称も含めて）
- ・ 【誘導班】 を別動で設けるべきか？
- ・ 出動の把握はどのように行うか？
- ・ 統制はとれるのかどうか？
- ・
- ・



# 消防嘱託員の処遇について(案)

項目	現行	改正案	※参考 基本団員
年額報酬	10,000円	現行どおり	団員36,500円
出動報酬 (発災時)	1時間あたり720円 (時間単位で、30分以上切り上げ) 休日(年末3日間と年始3日間)、週休日 (土・日曜日)、祝祭日の出動は、	基本団員に準ずる 10,000円(4時間以上) 5,000円(4時間未満)	10,000円(4時間以上) 5,000円(4時間未満)
出動報酬 (発災時以外)	1時間あたり972円 (時間単価に135/100をかけた金額)	基本団員に準ずる 4,000円/回	4,000円/回
費用弁償	基本団員に準じて支給する。	現行どおり	支給する(旅費等)。
退職報償金	町の支給基準により支給する。 (勤務期間5年未満は未支給。以後5年 ごとの増額方式)	支給しない	3年未満は支給しない。 3年以上は1年ごと年数 と階級に応じて増額方式
貸与被服	男性嘱託員には、作業服、ヘルメット、安全靴、ワッ ペンを貸与する。女性嘱託員には、作業服、ヘルメッ ト、アポロキャップ、運動靴、救護かばん及びワッ ペンを貸与する。貸与品の取り扱いについては、所属す る分団で管理・引継ぎを行う。なお、嘱託員を辞した 時は、貸与品を分団に返還する。	現行どおり	設備資材として備え、常 に使用し得る状態におか なければならない。
公務災害補償 ・福祉共済	基本団員に準じて補償する。	現行どおり	補償する。

## 制度改革に係る課題等について

- ・退職報償金をこれまで支給してきた方との不公平感は？
  - ⇒新制度移行のため、現嘱託員を全員退職扱いとして退職金を支給精算する？
  - ⇒新制度以降は、年額報酬額を引き上げる？

・

・

・

・

### 3 今後のスケジュールについて



# 消防団検討委員会の今後の進め方 スケジュール(案)

令和3年 11月9日	検討委員会発足	
11月9日	第1回検討委員会	消防団の現状について
令和4年 1月25日	第2回検討委員会	・延期（県下コロナまん延防止等措置適用のため）
4月21日	第2回検討委員会	委員会の進め方、嘱託員制度、機能別消防団について
5月26日	第3回検討委員会	嘱託員制度、機能別消防団について
6月23日	第4回検討委員会	研修会『これからの消防団の在り方』講師:古村幹夫氏
7月25日	第5回検討委員会	これまでの協議を踏まえた嘱託員制度に係る方針案について
10月31日	第6回検討委員会	嘱託員制度へのアンケート結果を踏まえた嘱託員制度に係る方針案について
12月5日	第7回検討委員会	嘱託員制度に係る方針案、活動形態及び処遇について
1月下旬	第8回検討委員会	嘱託員制度改正方針案の決定、活性化対策・地域との連携について
2月中旬	第9回検討委員会	最終報告（提言書）まとめ
2月下旬	町長への提言	
3月	議会上程(公布)	
令和5年 4月	施行	

# 検討委員会の目的

消防団活動へ参加する住民の範囲を広げ、活動への理解を深め、地域ぐるみで消防団の活性化を図る。

消防団員が抱える活動環境や処遇の課題を解消し、活動しやすい環境づくりを実現する。

消防団を火事だけでなく防災体制の中核として位置づけ、より安全・安心なまちづくりを実現させる。

消防団員を  
補完する制度  
(機能別消防団など)

活性化対策

環境改善策

• • • etc

## 検討委員会のゴール (提言書)

提言

阿南町  
(消防団を所管)